

神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、電力の需給バランスを保つ新たな調整力として期待されるバーチャルパワープラント（以下「V P P」という。）の形成に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 V P Pとは、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池等のエネルギー設備を高度なエネルギーマネジメントにより統合的に制御することで、仮想的に発電所のように機能させ、電力の需給調整に活用できるよう構成されたものをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、別に定める神奈川県V P P形成促進事業公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、県が選考した事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）であること。
- (2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (7) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (8) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

3 補助事業者が複数の者で構成される場合は、補助事業者を構成する者のうち、いずれか一者が代表して補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。

(補助事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、県と連携して実施するV P P形成促進事業において、計測・制御機器、IoT関連機器等（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

2 補助対象設備は、全て未使用品でなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額
- (2) 消費税及び地方消費税相当額

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、電力需要家（第4条に規定する補助対象設備を利用してVPPに参加する者をいう。以下同じ。）の補助対象設備を設置する事業所（以下「事業所」という。）ごとに区分して算出し、これを合計した額とする。ただし、同一電力需要家の事業所の数は10を限度とする。

2 前項の電力需要家の事業所ごとに区分して算出する額は、補助対象経費に3分の1を乗じた額と100万円のうち、いずれか低い額とする。

3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 前3項の規定により、申請時に電力需要家の事業所ごとの補助対象経費を算出しがたい場合は、概算の申請によることとし、第16条に規定する実績報告時に、電力需要家の事業所ごとに報告するものとする。

(申請時の提出書類等)

第7条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県VPP形成促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別表2に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県VPP形成促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、神奈川県VPP形成促進事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助事業の実施)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

2 補助事業の着手は、補助対象設備の購入及び設置に必要な調査の開始を着手とする。

3 補助事業は補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、補助事業の実施に係る工事又は補助事業者が請負業者等に対して

補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日のいずれか遅い日とする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、この要綱の趣旨に反せず、交付決定額の2分の1以内の変更の見込みであればこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請)

第12条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県V P P形成促進事業費補助金変更交付承認申請書(第4号様式)に別表3に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めるときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金変更承認通知書(第5号様式)により、適当であると認めなかったときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金変更不承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。

3 前条第2号の規定に基づく知事の承認を得ようとする場合は、神奈川県V P P形成促進事業費補助金中止・廃止承認申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書(第8号様式)により、適当であると認めなかったときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金中止・廃止不承認通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、神奈川県V P P形成促進事業費補助金実施状況報告書(第10号様式)により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の休日定める条例(平成元年神奈川県条例第12号)第1条第1項の規定による県の休日(以下「県の休日」という。)に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第16条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(補助金の返還)

第15条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県V P P形成促進事業費補助金実績報告書（第11号様式）に別表4に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者に関する質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第17条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第8条又は第12条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付額確定通知書（第12号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、額の確定は、第8条又は第12条の規定により通知した交付決定額を上限に行うものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
計測・制御機器及びIoT関連機器	5年

- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは（以下取得した財産の処分及び補助対象財産の引き上げを「処分等」という。）、補助事業者は、あらかじめ神奈川県V P P形成促進事業費補助金財産処分等承認申請書（第13号様式）により処分等の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、処分等が適当であると認めるときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金財産処分等承認通知書（第14号様式）により、処分等が適当であると認めなかったときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金財産処分等不承認通知書（第15号様式）により、通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

（書類の整備等）

- 第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第18条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

- 第20条 補助事業者は、所在地、名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

（暴力団の排除）

- 第21条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 法人又は管理組合にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して

確認を行うことができる。補助事業者は、知事が神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 前項の規定による取消しをした場合は、第14条を準用する。

(アンケート調査等への協力)

第22条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等及びV P Pの普及促進を図るために県が実施する取組に協力するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。

別表1 補助対象経費（第5条関係）

費目	内容
設備費	補助対象設備の購入に要する経費
設置工事費	補助対象設備の設置に要する経費（補助対象設備の設置に向けた設計に要する経費を含む。）
調査費	補助対象設備の購入及び設置に必要な調査に係る経費

別表2 交付申請時に必要な書類（第7条関係）

番号	様式等	書類の種類
一	第1号様式	交付申請書
二	事業計画書（写し）	公募要領における様式1
三	法人又は個人事業者の存在を示すもの	当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの
四	第1号様式別紙1	複数の者で構成される補助事業者の構成一覧
五	第1号様式別紙2	交付申請額算定表
六	第1号様式別紙3	電力需要家の事業所ごとの補助対象経費の内訳
七	第1号様式別紙4	当該法人に係る全ての補助事業者の役員等氏名一覧表
八	第1号様式別紙5	補助事業者が複数の者で構成される場合は、代表する者への神奈川県V P P形成促進事業費補助金の申請手続に係る委任状
九	補助事業に係る経費の内訳書類	補助事業に係る経費の内訳が明記されていること
十	構成する者の役割分担等を定めた契約書、覚書等（写し）	補助事業者が複数の者で構成される場合
十一	その他	その他知事が必要と認める書類

別表3 変更交付承認申請時に必要な書類（第12条関係）

番号	様式等	書類の種類
一	第4号様式	変更交付承認申請書
二	第1号様式別紙2	交付申請額算定表
三	第4号様式別紙	電力需要家の事業者ごとの変更する補助対象経費の内訳
四	その他	その他知事が必要と認める書類

別表4 実績報告時に必要な書類（第16条関係）

番号	様式	書類の種類
一	第11号様式	実績報告書
二	第11号様式別紙1	交付申請額算定表（実績報告用）
三	第11号様式別紙2	電力需要家の事業所ごとの補助対象経費の内訳（実績報告用）
四	第11号様式別紙3	補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県V P P形成促進事業費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙3）及び変更に係る書類
五	補助金振込先の通帳等（写し）	口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されていること。 補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。
六	補助対象設備の設置に係る契約書（写し）又はこれに代わるもの	
七	補助対象設備に係る納品及び支出を証する書類（写し）	
八	補助対象費の内訳書類又はこれに代わるもの	七の納品及び支出を証する書類（写し）に、補助事業に係る経費の内訳が明記されていない場合に提出すること。
九	補助対象設備の設置後の完成写真又はこれに代わるもの	型番等が確認できること。
十	その他	その他知事が必要と認める書類

第1号様式（第7条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒
所在地

名称

代表者の職・氏名

注 補助事業者が複数の者の場合は、代表となる一人に係る事項を記載すること。

神奈川県V P P形成促進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、全ての補助事業者が4の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、補助対象設備の使用状況等に関する調査が実施される場合は、協力します。

1 補助事業等の目的及び内容

2 交付申請額

円（千円未満切捨て）

3 補助事業の着手及び完了の予定期日

着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

4 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

第1号様式別紙1

複数の者で構成される補助事業者の構成一覧

区分	事業者名	所在地
代表事業者		

備考) 各事業者の代表者の職・氏名は記載不要

第1号様式別紙3

電力需要家の事業所ごとの補助対象経費の内訳

1 補助対象設備を導入する電力需要家及び事業所の導入所在地

電力 需要家名	
導入所在地	

2 費目の内訳

単位：円（消費税及び地方消費税は除く。）

費目	費目の内訳	補助対象経費 (A)	(A)に 対応す る国補 助金の 額 (B)	国補助金控除後 補助対象経費 (A) - (B)	交付申請額
設備費				/	/
設置 工事費					
調査費等					
計（総額）					

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称)

(代表者の職・氏名)

第1号様式別紙5

複数事業者を代表する者への神奈川県V P P形成促進事業費補助金
の申請手続に係る委任状

委任者 郵便番号 〒
所在地

名称

代表者の職・氏名

私は、下記の代表事業者を代理人と定め、神奈川県V P P形成促進事業費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとしての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

受任者

代表事業者 所在地

名称及び代表者の職・氏名

神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県V P P形成促進事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあったV P P形成促進事業費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。また、補助事業を実施した年度の3月末日までに事業を完了しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、交付決定額の2分の1以内の変更の見込みであればこの限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付をしなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の

内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき。

ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

(7) この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定したのち支払うものとします。

(8) その他規則及び神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の休日（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 この補助金に係る状況報告は、補助事業を実施した年度の3月末日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。また、同期日までに3の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。

5 補助事業により設置した設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、若しくは廃棄する場合（以下「処分」という。）は、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分等した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は処分等制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

7 所在地、名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

第3号様式（第8条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付で申請のあった神奈川県V P P形成促進事業費補助金の交付については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

(交付しない理由)

第4号様式（第12条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金変更交付承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒
所在地

名称

代表者の職・氏名

注 補助事業者が複数の者の場合は、代表となる一者に係る事項を記載すること。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県V P P形成促進事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

変更前

円（千円未満切捨て） 変更後

円（千円未満切捨て）

2 変更の内容

事業の内容	変更前	変更後

3 変更の理由

注 この額は予定額であり、実績報告書が提出されて補助金交付額が確定します。

第4号様式別紙

電力需要家の事業所ごとの変更する補助対象経費の内訳

1 補助対象設備を導入する電力需要家及び事業所の導入所在地

電力 需要家名	
導入所在地	

2 費目の内訳

単位：円（消費税及び地方消費税は除く。）

費目	費目の内訳	補助対象経費 (A)	(A) に対応 する国 補助金 の額 (B)	国補助金控除後 補助対象経費 (A) - (B)	交付申請額
設備費				/	/
設置 工事費					
調査費等					
計（総額）					

神奈川県V P P形成促進事業費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更交付承認申請のあった神奈川県V P P形成促進事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既決定額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県V P P形成促進事業費補助金変更交付承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更承認通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (3) その他の交付条件については、年 月 日付け神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付決定通知書のとおりとします。

第6号様式（第12条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更交付承認申請のあった神奈川県V P P形成促進事業費補助金の交付については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

(承認しない理由)

第7号様式（第12条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金
中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒
所在地

名称

代表者の職・氏名

注 補助事業者が複数の者の場合は、代表となる一者に係
る事項を記載すること。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県V P P形成促
進事業費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、
関係書類を添えて申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

第8号様式（第12条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県V P P形成促進事業費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

第9号様式（第12条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金
中止・廃止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県V P P形成促進事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

第10号様式（第13条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒
所在地

名称

代表者の職・氏名

注 補助事業者が複数の者の場合は、代表となる一者に係
る事項を記載すること。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県V P P形成促
進事業費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況について、次の
とおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

第11号様式（第16条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒
所在地

名称

代表者の職・氏名

注 補助事業者が複数の者の場合は、代表となる一者に係
る事項を記載すること。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県V P P形成促
進事業費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

1 事業実績

2 補助事業の着手及び完了の日

着手日 年 月 日

完了日 年 月 日

3 補助金振込先 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	

注1 申請者名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

第11号様式別紙2

電力需要家の事業所ごとの補助対象経費の内訳（実績報告用）

1 補助対象設備を導入する電力需要家及び事業所の導入所在地

電力 需要家名	
導入所在地	

2 費目の内訳

（単位：円（消費税及び地方消費税は除く。））

費目	費目の内訳	補助対象経費 (A)	(A) に対応 する国 補助金 の額 (B)	国補助控除後 補助対象経費 (A) - (B)	交付申請額
設備費				/	/
設置 工事費					
調査費等					
計（総額）					

3 補助事業で設置した主要な機器等の仕様

機器名	メーカー名	型式	数量

神奈川県 V P P 形成促進事業費補助金仕様変更報告書

年 月 日

申請者 郵便番号 〒
所在地

名称

代表者の職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県 V P P 形成促進事業費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

第12号様式（第17条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付決定通知（ 年 月 日付け
第 号）により交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出さ
れた神奈川県V P P形成促進事業費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に
確定したので、神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付要綱第17条の規定により通知し
ます。

第13号様式（第18条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒
所在地

名称

代表者の職・氏名

注 補助事業者が複数の者の場合は、代表となる一者に係る事項を記載すること。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県V P P形成促進事業費補助金に係る事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 処分等の理由

第14号様式（第18条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金
財産処分等承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付要綱第18条第3項の規定により通知します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 承認の条件

- (1) 処分等が完了した場合は、速やかに処分の完了等を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出し、報告すること。
- (2) 処分等の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注 承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

第15号様式（第18条関係）

神奈川県V P P形成促進事業費補助金
財産処分等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付要綱第18条第3項の規定により通知します。

(承認しない理由)